

日本きのこ学会受賞者選考規程

(2024年6月25日改正、2025年2月1日施行)

第1条 授賞対象者は、当法人の会員および団体会員所属の研究者とする。ただし、奨励賞に関しては受賞年度の4月1日現在、原則、満40歳以下の研究者とする。

2 授賞対象業績は、日本きのこ学会誌に掲載された学術論文や知的財産権等を主体に、公表された研究成果とする。

3 以下のものについては授賞対象者としない。

(1) 過去に当該賞を受賞した者。ただし、技術奨励賞は対象課題が異なればその限りではない。

(2) 同一課題で他学会等において受賞した者。

第2条 受賞者の選考にあたるため、学会賞等受賞者選考委員会を設ける。

2 選考委員長は理事会で協議、決定した後、会長がこれを委嘱する。

3 委員会は委員長を含め、正会員および団体会員代表者計5名で構成する。

4 委員の選考にあたっては、その委員が専門とする領域を考慮した構成とする。

5 委員の任期は4月1日よりの2年間とし、原則連続では2期までとするが、再任は妨げないものとする。

第3条 受賞候補者の推薦は、正会員、名誉会員および団

体会員代表者が行う。

2 推薦者は、同一年度に当該賞について1名の受賞候補者を推薦することができる。

第4条 推薦にあたっては下記書類を選考委員長宛に期限内に電子媒体(PDFファイル等)で提出する。

(1) 被推薦者の学歴および研究歴ならびに当該事業および関連業績の原著論文、知的財産権等の目録。受賞歴のある場合は、その要旨。

(2) 業績の題目および要旨

(3) 当該業績にかかる原著論文および知的財産権等の別刷、または写し(主要なもの10件以内)

(4) 推薦状(推薦理由記載、800字以内)

第5条 受賞者選考委員会は、学会賞、奨励賞、技術賞、技術奨励賞、普及振興賞について選考する。

2 委員会の開催は、全委員の出席を要件とする。ただし、予め書面で意思を表示したものは出席者とみなす。

3 受賞候補者の委員会における決定は、投票によるものとし、3分の2以上の賛成を決定の要件とする。

4 委員会決定事項は、委員会終了後速やかに会長に報告する。

第6条 本規程の改定は、社員総会の決議による。